事実経過

計画的な処分

学会内の変革

70・3・31 定例学会員総会
○学会員予算について 性格が不明確であり、途中で退会した者の積立金がうち扱われていたのが明らかでなかった矛盾の多い厚生費・積立金を廃止。
この間専務理事に経理の公開を求めてきたが応ずず。

4月 臨時学会員総会
○学会員養子縁案決定 われわれはあくまでも主体的に編集活動を行なっているので給料的性格の強い、これまでの学会員活動補助費（月額）A学会員 四千円、B学会員 三千円、役員手当 二千円）選別・差別構造をなくすためにも廃止。
（彼らは反動派反対を主張）
○海外派遣について これまでの慰労的、観光旅行的海外派遣は中止。（彼ら強硬に派遣主張）、それに変わるものとして曖昧な妥協で沖縄派遣を決定。

5月 見習い学会員採用
見習い学会員採用後、慣行とされてきた見習い学会員の編集会議総会への参加、決議権を認めることを全員一致で再確認（H・Kのみ現在になって反対した人主張）

6・9 佐々木吉郎本紙編問の死去に際し、理事会では追悼特集号を発行する方向で確認されたと報告を受けたが、編集主体である編集部は討論の結果、権威主義的であり、追悼特集号を組む程までもなく、発行しないことを決定、その旨、編集長が専務理事に伝える。

6・26 追悼号、一万円専務理事によって秘密裏に編集、発行される。（編集部が印刷所に完全原稿で送っていた本紙の方は、この間放置され、ますます発行のおくれが見なる）

7・7 編集会議
Y編集長、追悼号問題の責任を感じ辞任、後任に八重樫君を選出。K事務の重大さと責任を負えないと表明し学生理事を辞任。
後任にYが編集権侵害問題に関し理事会でその責任性を追及していくことを表明し就任。
編集部が発行しないと決定したにもかかわらず追悼号が秘密裏に発行されたことは重大な編集権の侵害であり、その責任性を追及することを会員で確認。

7月 編集部は一万円専務理事と追悼号問題について教問話し合いを持つ。「協力できないときいた」とか「編集権の侵害であっても業務であれば遂行する」などと開き直り、理事会と編集部の間のパイプ役としての役割を果そうとする態度が全くみられなかった。

7・31 理事会が開かれ、夏期活動、大鏡出版などについて話し合われる（後で判った事実によると、この理事会には八重樫新編集長は一万田専務理事によってオブザーバーとして報告されていた）。

8・3～9 夏期合宿（佐渡）
○沖縄派遣問題 先の沖縄派遣決定は発想自体が誤りであった（予算があるということが決定的要因であって、それを体裁づける

理事会の策謀

8・18 理事懇談会 学生理事には一切連絡なしで開かれる。
編集部が正式に専務理事の解任を明していないにもかかわらずこの件について専務理事から報告されていた。
前回の理事会において、発行の遅滞は活動所のストなどによるものであることが報告されていたにもかかわらず、一理事の示唆により、一万田専務理事が「編集方針の対立によって編集部が二派にわかれて抗争しているため」と報告し、理事会は報告どうりの見解を編集部に事情聴取もせずとった。

8・29 第二七一号が完全原稿となって印刷所に一週間も前に送られていたにもかかわらず、専務理事が「原稿がそろってないので待ってほしい」と故意にストップさせていた。

9・25 H、K、M、N、Yの五人が一万田専務理事を通じ理事長と会う（田南理事長保管のメモ

暴行——発行妨害

10・2 定例学会員総会
○見習い学会員の昇格について 討議の途中、Hから梶谷君（三分の一席をはずそうとした）除名動議が出されたが、採決の結果否決（当然見習い学会員も参加したが彼らは異議を唱えなかった）。昇格審査に関して、彼らは見習

理事会の策謀

確認）・専務理事解任の問題、編集部が分裂しているという事実無根を報告。
専務理事が八重樫編集長に対し学会を止めるよう示唆。もし止めない場合は「断固として闘う」と宣言。
※この間、学生理事を除いた「理事会懇談会」（実質的理事会）が一、二回開かれ、最近の一紙面の「偏向」について専務理事が報告、意見が交換されていた。

9・28 夏休み明け第一回編集会議
専務理事解任の文書をさき出していないので早急に出すことを確認。文書 草案は田南君、今野で承認。次号各面担任決定（定数選反、偏向問題の発言はまったくなく、彼らも面担受けもつ）。

10・1 編集部は理事長に「追悼号発行に関する新聞学会員総会決議書」（専務理事解任決議書）を提出。

理事会の介入

10・8 理事会懇談会
編集部員が出席するまで誰からどんな形で事実経過が説明されていたかは明らかにされていない。自治の問題として両者で話し合い解決することを松岡理事が提案、会員了承。十月いっぱいの期限とし、この間休刊することにされる。
Y上塚君から話し合いをすることを確認。

10・9～12 K、Hが話し合いを拒否しているということで話し合い捨てです。

10・13 一万田専務理事より、前期決算を日に実に学会員費、編集費を引きあげられそのまま凍結される結果となる。

10・13～20 彼らは代表制での話し合いを主張。編集部は、自治の問題であるから全員で話し合うことを主張、さらに話し合いの前提条件として「十・三決議文」の撤回を求める。
彼らは十月いっぱいで話し合い

田席九人、彼らは放出席拒否。らは無限則的な決議文（資料H）をまた出す。
○決議文問題 総会第一からの一万円かつ不法な退席、事実の不当な金出と提言にもとづく「決議文」の作成と一万円提出は、自治の放棄であり、言論・報道活動に携わる者としての姿勢が欠如しているという理由でY、K、M、N四人の除名を決定。
○見習い学会員昇格問題 学会員六人全員の賛成で、見習い学会員三人の昇格を決定。
○参加役員入事決定
会議途中、一万円専務理事から在学時間を「大学対策本部で問題となっているので自主的に年前七時～午後十時までとする」ことが報告される。
なお、懇談の行方については、最初はないと答えながらも、「印刷所に対し、懇談の管理責任に対する損害賠償請求の指導をとってほしい」と要請すると、Yが持っていることを明らかにする。

10・7 懇談に関しYを追及したところ、理事長に預けたことを認める。自治の放棄、編集権の侵害であることを追及、Yは納得し理事長に連絡しようとしたが連絡つかず。そのあと、「自分の意志はうあれ、もうどうしようもない」と連絡している。
彼らは「これまでの編集部の問題点」（資料F）、『決議文（専務理事リコールを求めない）』（資料G）の文書を各理事に提出していた。

10・24 Kしか出席せず。説明を求めても一切答えることができず。話し合いをさ後も拒否すること明言し、制止もきかず帰る。
編集部としては、これ以上彼らと話し合って不毛な判断せざるを得ず。三日連続の欠席、拒否発言、彼らの無内容・無責任かつ無原則性をもはや許しておける情況ではなく、編集権の自治・編集権を守るためにも話し合いを打ち切り、編集作業をはじめる方針を決める。

10・26 前記の方針に基づき理事長に堀手の説明、ロックアウト解除を求める「要請文」（資料I）を提出。三〇日に理事長と

反動・権力性露呈

11・5 理事会懇談会が開かれる。編集部は学生理事を含めた編集部員の出席を求めたが拒否される。
さらに一ヶ月の休刊延長を決定。購読者に文書（資料B）発送を決定。（この文書を草案したのは一人、一万田専務理事であり、事情説明も事実を歪曲したものであった。一万田理事、健康上の理由をもって辞表提出。理事会では受理せず、当面の代行のみ決定。
編集部が専務理事の責任性を追及すると「止めたので責任もっては答えられない」と安易に責任をのがれようとした。）

11・7 再度、理事長へ懇手の返還、ロックアウトの解除を求める「要請文」を提出。
第三種郵便物の認可が取消される。

11・13 彼らの一人N君は、この間の行為を自己自己批判し「十・三決議文」についての全面白紙撤回書」（資料A）を編集部に提出。

11・24 参与会が開催され事実経過説明のため、前野幹事長が出席したが、今野理事、一万田専務理事が参与でないにもかかわらず出席していたので、正式参与会でないとして退席。「事実経過」の文書の配布。
参与会では「理事長の諮問に答えるため」にK、七人からなる委員会を結成。

11・30 本紙誌面に対する責任から、今回の事態の事情説明と編集部の見解を載せた第一回の「編集部声明」を出す。

12・7 理事懇談会
理事会は、編集部が問いかけた今回の事態に関する本質的な責任性の問題に関しては一切答えず、編集部が行なった彼らの処分の軽重を問題にするだけだった。
その後、理事会は彼ら四人と会った。
理事会はこの会においても、要請文の回答は行なわず、休刊の引延ばしを行なった。

12・9 第二回「編集部声明」を出す。

12・11 『参与会答申案』（資料C）作成される。
楠本専務理事代行に答申案の文書を要求したが、曖昧な表現で引つかでる。

編集部が話し合うことを確認。彼らの出席を理事長に要望。編集部としては一方的な事情説明を避けるため、オブザーバーとして認める。

10・30 理事長との話し合い、理事長は「一週間交代し発行する」ことを提案。無原則的な調停案として編集部は拒否。

10・31 再度、理事長との話し合い、編集部は彼らが本当に話し合う姿勢を示すのであれば、妥協案として、原則には絶対許されないHを除く四人の除名決議を撤回すると提案、彼らはこれを拒否する。

処分——抗議行動

2・10 評議員会 評議員である学生会、学友会問委員長は通知を受けていない。
彼らも含めて編集部員全員に対する業務委託の解消を決定したとしている（資料D）。新聞再刊のため「再刊特別委員会」なるものを発足させる。

2・18 本局前に見習い編集部員の勝手に掲示される。
ゼミ担当教授に進級を依頼する。

2・28 再刊特別委、Y、K、Mの三人（Hは広告部員として）と新部員二人を採用。

3・10 学生会中央執行委員会は法人理事会に対して新聞学会の混乱責態に介入しないようにという主旨の「要請文」（資料M）を提出。

3・16 学友会は理事長にあてて「抗議文及び要請書」提出（資料N）

3・18 学生会中央執行委員会は新聞学会理事長にあてて、彼ら三人が中心に新聞を出したこと毎に関して、「抗議声明並びに通知書」（資料K）を提出。同時に法人理事会に「通知書」（資料L）を提出。

3・18以降 再刊号が発行される。三月三十一日、四月二日、四月三日にわたって理事会開催。二・一〇処分白紙撤回を求める。二・一〇問題が解決されるまで再刊作業など一切の業務進行はなされないことを確認。次回開催六十三日迄延ばしをはかる。

12・24 理事会懇談会開かれる
臨時から評議員会開催の要請があり、これを決めたとされている。

12・18 華大な事態をひきおこしながら、沈黙している彼ら四人に対し「公開質問・自己批判要求」を出す。

71・1・13 編集業務再開のため本局のロックアウトを解除。印南理事長が正式の理事会（学生理事をも誘める）を開いて、今回事態について検討することを約束したため、理事長の立場も考慮して自主的に本局を閉じる。

1・16 正式理事会を開く予定であったが、一部理事の反対のため理事長開催にならず。理由は、事態の進展がない限り必要のないということだった。

2・1 理事会懇談会 新聞学会○・Bが印南理事長に面談するなど動いていることに対しては、まきこまれないようにするということで一致。
今回の事態の解決案については、①学生の自治にまかせて解決をはかるべきである。編集権は学生の自治活動にあるが、発行権は理事長にある。理事長の大局的な状況判断で事態を収めるべきだが、編集部と理事会の信頼関係が失なわれているといわるをえない現在理事長はその事実にもとづいて判断を下すべきである③参与会答申案にあることへ、編集を委託しているのであり、現在の事態では委託に答えているとはいえない、の三つにまとめられる。